

# 山口県農林水産部における「建設工事等における積算内容確認の実施（試行）」制度の取扱いについて

山口県農林水産部農村整備課

山口県農林水産部における「建設工事等における積算内容確認の実施（試行）」は、下記のとおり取扱うこととする。

## 記

山口県土木建築部が定めた「建設工事等における積算内容確認の実施（試行）要領」を準用し、文中の「山口県土木建築部」を「山口県農林水産部」と読み替えて処理する。

この取扱いは、平成27年7月1日以降、入札公告又は指名通知するものから適用する。

この取扱いは、平成30年5月1日以降、入札公告又は指名通知するものから適用する。